

—書評—

塙沢君夫著

古代專制國家の構造

中島美良男

本書は、第一章「共同体と生産様式の諸形態」、第二章「共同体と生産様式の歴史的発展過程」、第三章「古代アジア的專制国家の理論」、第四章「日本における古代アジア的專制国家の諸段階」、第五章「象父長的奴隸制の形成」に章別されている。勿論私自身この書を批判する力を持ち合わせていないから、紹介する程度である。塙沢君夫氏が展開している理論のよつてたつ時代は一般に古代と呼ばれる時期、即ち大化前代と律令

利の社会であつた。これらの社会構造の把握の仕方が、政治的にも経済的にも奴隸制という点に焦点が合なされ、学界でも向題としているところである。

林屋辰三郎氏はその著書「古代国家の解体」の中で、「部落史的な観点から、律令制が唐令にならつて賤民制を採用したこと」は一方に多量の良民をうみ出し、他方で奴隸を賤民という形で固定させ、民衆の分裂支配を進行した。それはとりもなおさず大化前代の民衆のねづよい反抗によって奴隸制支配が動搖し、この時期において奴隸制支配を縮少せしめようとした意図であった。と指摘された。続けて氏は、律令制は賤民という奴隸を基底にして、その上に良民というコロヌス制への傾斜を示した半農奴を公認し、時の国家の性格を解体過程にある奴隸制と規定し、この事を前提として古代国家の隆盛期を「倭の五王」時代に求めたのである。又、渡辺義通氏はその著作「古代社会の構造」で公民・班田農民の性格を一種の国有奴隸とみなし、班田といふ土地を前提として、はなく、人移的隸属を前提としていたから、律令制を奴隸制とし、大化前代の奴隸制を再編成したものであると主張されている。このように古代の社会構造の把握の理論が百花齊放の如く提起されているのは、日本の奴隸制がいわゆる「諸条件に制約されて、古代ギリシャ・ローマのように、エルガステリオンに多数の奴隸を駆使した如き典型的な勞働奴隸制をとり得ず、家父長制奴隸制が共同体を轄りくすし辰南された」という特殊的形態にあると思われる、この家父長制奴隸制に関する重要な提言が本書の四章、五章でなされてい

る。この意味で本書の四章「日本における古代アジア的專制国
家の諸段階」に焦点をしほり紹介してみたい。
氏は「律令体制以前の国家の形態が、アジア的な共同体を基礎とし、共同体の首長を通じて共同体を支配するという典型的なアジア的生産様式の段階」であつたが、五世紀末頃から小共同体内部に家父長制家族へ家父長制奴隸制ではない（中島）の独立がすゝんで共同体が弛緩し、家の支配が動搖し、この事態に対応して「小共同体を基礎とする支配をやめ、共同体的機能を发挥するという新しい体制を作り上げたのが「律令体制の段階であり、「アジア的生産様式としては最後の段階である」と提言している（本書七六〇七七頁）。したがつてこの見解は、従前の林屋氏・渡辺氏の理論を否定し、大化前代の屯倉・田荘もいままでいわれてきたような奴隸制経営の場ではなく屯倉・田荘の奴隸的制経営を根柢として、当時の日本社会全体を古代奴隸制社会と規定する説は誤つてゐると指摘する。又、氏が律令制社会はアジア的生産様式の最後の段階として把握しているところから、律令制社会そのものも奴隸制社会でなく一步前の、共同体に規制されて奴隸制的関係を拡大され得ない社会だと見る。この論述更に一步進めていけるのが四章の三節である。「小共同体の弛緩・小共同体内部の家父長制家族の独立化」としてうまれた律令体制の土地所有に因する規定を見るところだ。山川、葛沢などは「公私共之」と規定され、國家と班田農民を含めた私人が、共同に利用するよう規定されていること。又三に耕作地はすべて国家の所有とされ、それを農民に口分田として班給する形態をとり、一年間の賃租

区切る以外は、その处分権はみとめられず、死後國家に返還することになつてゐる。これは農民の耕地を分田に對する所有は占有であつて、私有を制限していることを示す。以上三点に要約され、これらから前節の理論に確信をもたし、律令体制の段階も、「集團的所有と私的所有の發展段階から見てまさにアジア的形態である」と断言してゐる。

猶、以上みだ氏の提言は、又、マルクス・エンゲルスの共同体の理論に深くさゝえられているから、氏がオ一章、オ二章で整理されたアジア的形態の共同体理論に若干ふれ、紹介してみよう。オ一章、オ二章において共同体を原始的共同体、アジア的共同体、古典古代的共同体、ペルマン的共同体を段階的に説明され、それら共同体が繼起的に生起することをみ、今までふれてきたアジア的生産様式に立脚したアジア的共同体を以下のように定義づけている。(一)家屋と庭園(ヘレディウム)はすでに家族の私有となり、耕地は共有であるが、家族の計算で分割耕作され、生産物も個人的に占取されている。(二)土地の重要な部分は共同体により所有され利用されており、家族は一時的な私的利用(分割耕作)をするに過ぎなく、灌漑、開墾などの共同労働がなされ、個人の成長は極めて弱く、共同体に對して自立的になることはない。(三)この形態の共同体を基礎にした支配的社会構成がアジア的專利国家であり、この国家は「国民的規模で集積された集團的所有として現れ、小共同体の所有権や、共同体内の個人の私有は、この国家的集團的所有によつて制約されて」おり、「國家は專制君主と小共同体との間の剰余労働收奪の形態は特殊な貢納制度」を持つ(オ一章、三五、四

〇頁)。以上三つの特色が、大きく氏の問題提起の要因としてあがられる。

このみちびき出された確信を満足するために、「社会的分業と交換」の中で班田農民の負担たる庸および調査役令や延喜式でみるとその物産はほとんどが穀、絶、精、糸、布、鹽、その他の海産物であり、これらはほとんど占すべての國から役として出されていることからして、國々の間の社会的分業の進展生産物の交換はきわめて微弱であり、農民は依然として共同体内では完全な自給自足的な再生産を行つていただと立論している。更に、アジア的生産様式に立脚した律令体制の消長をみ、律令体制が封壠する過程で家父長的奴隸制が形成される、この基本的要因を律令体制下のアジア的形態の共同体内部における成員の耕地に對する私有権の確立にあるとするのである。この家父長的奴隸制は八世紀後半以降、広汎に農村に成立つて行き、これが一般的な成立が古代奴隸制の出発点であり、この奴隸制の確立こそ十世紀に広汎に出現してくる寄進地莊園内の「名」の成立に及ぶ、それを結論づけるために、共同体の古典古代的形態の三つの特色をあげてゐる。オ一に耕地に對する私的所有が成立し、共同体は私的所有者間の相互關係をとること、オ二に耕地の私有、生産手段の家族内蓄積、個別經營、家族の独立化にともなう社会的分業の發展などの諸條件によつて、共同体成員の奴隸制的分解と、家父長的奴隸所有への上昇などにより、家内奴隸制が展開し、家父長的奴隸所有者によつて共同体が構成されること。オ三にこの古代的形態の共同体は、諸種属の國および古代アジア的專制國家へ日本では大化前代・律令制の

社会」の支配に対する対抗のために、軍事的又組織としての結合であること（本書一一五、一一六頁）。以上の三点を、マルクス・エンレスの共同体理論から要約し、これが日本の社会にどういう具体的姿をとつてあらわれたか、という観点から十世紀の日本の社会構成に注目する。先ず「名」の成立は、農民による耕地に附する私有権の確立であり、又、十世紀の寄進地系莊園は、律令制国家からの土地收回の圧迫からの割れ、權内勢家へ土地を寄進し、自己の私田の所有権をもるために成立したから、その所有はとりもなあさず私有であり、前記の特色を持つ古典古代的形態の共同体でなければならない。初期の武士団、後にあらわれる惣領制的武士団、南北朝から畿内地域の名主層の「惣」結合は、主要な側面としてもつて、専制國家（律令制国家）の圧迫に対する名主層のたゞかいであつたから、才三の性格に合致している。

上述のように、氏は理論を展開し、古典古代的形態の共同体をふんまえた古代奴隸制の開花を十世紀であると結論づけ、問題を提起している。

以上、この書における氏の主張の重要な部分をしめている四章「日本における古代アジア的專制国家の諸段階」と中心に紹介してみた。要約すると、マルクスの共同体理論を整理し、その共同体の理論と接子として、十世紀以前の、大化前代、律令制の社会又アジア的生産様式に立脚した、古代アジア的專制国家であり、その内には家父長的奴隸制への傾斜をもつた家父長制家族が、共同体から自立する傾向にある。然しそのアジア的共同体から完全に自立し得ず、したがつて奴隸制は展開され

得なく、十世紀の寄進地系莊園内にみられる「名」の成立により象父長的奴隸制が開花するとみていいのである。

猶、問題としてきた家父長的奴隸制の形成を才五章「家父長的奴隸の形成」で八世紀の初めの山背国出雲郡の計帳とか、下総國大崎郷の計帳、又、それ以降の沽券証文などから分析して、より明確にあとづけている。この章ではまだ、郷戸、戸戸の問題にも言及しており、郷戸と戸戸の相互關係を理論づけられていた。

氏は本書を通して、奴隸制社会の確立を十世紀に求められるのであるが、群集墳の成立を、家父長制豪族の抬頭として把握されていていた点とか、アジア的形態の共同体の解体は成員の土地私有権の確立である、と断言されている点、種々問題を成しているように思われる。後者の場合、ソ同盟の「経済学教科書」才一巻によると、奴隸制の成立リアジア的共同体の崩壊は、先ず生産手段（奴隸を含む）の私有化にはじまり、それを私有化して後、土地が私有されたのであると説明している。

即ち土地私有を契機として奴隸制が成立するのではなく、生産手段の私有化を契機としてこれを提起している。この私有の問題は、「歴史学研究」紙上においても、藤向生太氏などにより問題とされていた。又、律令制を奴隸制とする見解が、当時の課役という労働力負担が公民自身の再生産をも危くするほどに比重が大きかつたという実情から、北山茂夫氏などが指摘している。

このように、当時の農民の榨取と社会構造とを関連させて、律令制を把握すべきではなかつたかと思われる。私自身、批判

(48)

する方を待ち合わせていないから、だ二・三の問題点を出してみた。また後の機会にこの問題点を整理して載せてみたいと思つてゐる

最後に私は、以上のように本書を理解したのですか、誤解している点があれば御指摘下さるようお願いします。（九期）